

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	定期検査で停止中の原子炉格納容器内において、空気作動弁の点検作業を行っていた協力企業作業員1名が、体調不良を訴えたことから、救急車を要請し病院へ搬送した。診察の結果「脱水症」と診断された。今後も熱中症・脱水症の予防として、作業前に体調確認を行い、適度な水分補給、休憩を心掛けるよう引き続き周知するとともに、必要に応じて作業環境の改善に努める。	B	9/16公表済 (PDF92KB)
2	集中環境施設	屋外に設置している集中環境施設用ボイラー用重油タンク（非管理区域）の配管継ぎ手部より、重油が防油堤内のコンクリート床面上に漏えいしていたことを、協力企業の社員が発見した。発見時には、漏えいはずで停止しており、重油は防油堤内に留まっていた。消防署に連絡し、消防による現場確認の結果、「危険物の漏えい」と判断された。重油の漏えい量は約5リットルであり、漏れた重油については、消防による現場確認が終了した後、拭き取り等により清掃した。今後、原因を調査。	A	9/18公表済 (PDF145KB)

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主復水器細管洗浄装置（A）のボール循環ポンプ（A2）に過負荷により自動停止が認められたため当該ポンプを点検・修理	D	
2	3号機	ページング装置（洞道立坑内設置2台）の点検において、電線管分岐箱内部の端子及び電線に腐食が認められたため、当該部を修理	対象外	
3	3号機	ページング装置（構内地下水排水ポンプ制御盤脇設置）の点検において、電線管端子箱の外蓋にひび割れが認められたため、当該蓋を修理	D	
4	3号機	活性炭ホールドアップ装置建屋屋上の点検架台に腐食が認められたため、当該架台を点検・修理	対象外	
5	3号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（B）のベント弁の弁棒に折損が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（B）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）の軸受温度が高めのため、当該軸受部を点検・修理	D	
8	3号機	非常用ガス処理系現場盤の接地線に外れが認められたため、当該接地線を取付	D	
9	4号機	ページング装置（大物搬入口北側設置）の点検において、ハンドセットに錆が発生及び屋外ケースに塗装劣化が認められたため、当該部を修理	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	4号機	1～4号機放水口海水温度記録計の1号機海水温度に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
11	5号機	原子炉建屋原子炉格納容器内の配管設置工事において、協力企業作業員が配管保温材金属カバー端部に手が当り、左手人指し指を負傷したことから、業務車にて病院へ搬送し診察・治療を受けた結果、「左第2指切傷（全治約1週間の見込み）」と診断されたため、対応検討	B	
12	5号機	主蒸気逃し安全弁（3台）の点検において、入口フランジの取付ボルトのねじ山に損傷が認められたため、当該ボルトを交換	D	
13	5号機	原子炉保護系試験盤の制御棒シングルロッドスクラムスイッチの点検において、スイッチ本体の取り付けネジ部に破損（3箇所）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
14	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器の差圧指示計用電線管の修理工事において、同差圧計用電線（6箇所）の被覆に劣化が認められたため、当該電線を交換	D	
15	5号機	主蒸気隔離弁の点検において、当該弁の弁グランド部漏洩処理配管接続部のシール面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
16	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（C2）の点検において、内面ゴムライニングに剥離が認められたため、当該部を修理	D	
17	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷却水ポンプの点検において、ポンプ本体締め付けボルト及びナットに固着が認められたため、当該ボルト及びナットを交換	D	
18	5号機	定期検査で停止中のタービン建屋地下1階に設置している給水加熱器ドレンポンプ（A）・（B）・（C）の埋設容器（ポンプバレル）を収めている各コンクリートピット内に、それぞれ約750リットルの水が溜まっていることを確認した。溜まっている水を分析した結果、ポンプ（C）のコンクリートピット内の水に、自然界における海水に含まれる濃度より高いトリチウム（約 9.0×10^{-2} ベクレル/cm ³ ）が検出された。今後、原因を調査。	B	9/17公表済 (PDF190KB)
19	5号機	原子炉隔離時冷却系ポンプの出口電動弁の駆動電動機の点検において、巻線抵抗値が上昇する不良が認められたため、当該電動機を修理	D	
20	5号機	原子炉補機冷却系ポンプ（B）の出口及び入口圧力計の検出元弁（2台）の交換作業において、当該弁の流れ方向に対し取付方向が逆向きに取り付け及び図面仕様と異なる形状のパッキンの使用が認められたため、原因を調査	D	
21	6号機	不活性ガス系の原子炉格納容器窒素ガス供給流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・調整	D	
22	その他	化学消防車用薬剤備蓄車の始業点検において、発電機のエンジンを作動させたところ異音が認められたため、当該発電機を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで